

トラック奈良10

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和2年] **2020**

No.318



野迫川村

野迫川村に防災冊子を届ける

月日：令和2年8月27日(木)

場所：野迫川村役場

どのタイミングで避難すればよいのかがわかりやすくなった防災啓発用冊子「避難情報は5段階で発令されます」を野迫川村役場に届けました。油谷泰成総務課長は、「地域の全所帯へ配布し、避難行動に役立てるようにします。」と話をされました。



野迫川村に防災冊子を届ける	巻頭
奈良県警察に防災啓発資料を届ける	2
公明党奈良県本部との政策要望懇談会に出席	4
令和2年度広報委員会	6
第2回交通安全・労災防止対策委員会	7
第1回適正化実施対策委員会	8
屋外に手洗い場を設置	9
「標準的な運賃」普及セミナー	10
指導・監督者育成講習会	12
運転者職場環境良好度認証制度について	14
令和2年度 第1回運行管理者試験対策講習会	20

■ 奈良労働局から	奈良労働局からのお知らせ	21
------------------	--------------------	----

■ 厚生労働省から	厚生労働省からのお知らせ	22
------------------	--------------------	----

■ 近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ	24
-------------------	---------------------	----

■ 全ト協から	軽油価格調査集計表(2020年7月)	25
----------------	--------------------------	----

■ 奈ト協から	適正化事業・巡回指導報告書	26
	KIT事業の案内	27
	10月・11月の行事(予定)表	28
	トラックの構造上の特性	29
	事業用自動車事故事例No.62	30

■ 奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ	31
--------------------	----------------------	----

交通安全啓発品を吉野警察署に寄贈	33
避難情報は5段階で発令されます(五條市)	34
大阪大学総長から感謝状	巻末

奈良県警察に防災啓発資料を届ける

日時：令和2年8月25日(火) 午前10時

場所：奈良県警察本部警備部

公益社団法人奈良県トラック協会塚本哲夫会長は、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、とるべき行動の対応がわかりやすく記載された防災啓発用冊子を奈良県警察本部警備部に届けました。

警察本部では、木下禎晶警備部長が対応していただき、木下警備部長は、「新型コロナウイルス感染対策のなか、関係機関・団体と連携し防災に関する普及・啓発のために活用させていただく」と話をされました。



▲左が木下禎晶警備部長

注・写真撮影のためマスクを外しています





▲写真左から塚本会長、木下警備部長、松本昌二警備部警衛警護・危機管理対策参事官、黒木仁史警備第2課長、谷 源警備第3課長
注・写真撮影のためマスクを外しています

**警戒レベル3は
危険な場所から
高齢者等が避難！**

**警戒レベル4は
危険な場所から
全員が避難！**

洪水 土砂災害

**5段階で避難情報は
発令されます**

今すぐ！
あなたが
取るべき行動は

平成最大の人的被害となった「平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）」では、気象庁や自治体から事前にさまざまな防災情報が出されていたにもかかわらず、高齢者を中心に多くの方が逃げ遅れて亡くなりました。この豪雨を教訓に、複雑で分かりにくいとの指摘もあった避難勧告等の避難情報が、住民にとってより理解しやすいものに改められました。

具体的には、自治体が発令する避難情報と気象庁が発表する防災気象情報は、5段階の「警戒レベル」に整理されて提供されます。警戒レベル 3 では危険な場所から高齢者などの要配慮者が避難し、警戒レベル4では危険な場所から全員が避難する——など、住民がどのタイミングで避難すればよいかが分かりやすくなりました。「自分の命は、自分が守る」という意識を強く持ち、新しくなった避難情報を、いざというときの避難行動に役立てましょう。

詳しくは中画を確認！
本リーフレットを自宅の目立つ場所に貼って、活用しましょう！▶▶

デジタル 3D プラット
スマホやタブレット
で読めます。
とる 避難者 市民 上げ
大分県 防災 課

奈良県からの
お知らせ

避難先においても、マスクの着用や手洗い・換気の徹底、隣の人との間隔の確保といった、新型コロナウイルス感染症に「うつらない・うつさない」ための対策へのご協力をお願いします。

公益社団法人奈良県トラック協会 （協力：奈良県）

（令和2年8月）

公明党奈良県本部との政策要望懇談会に出席

日時：令和2年8月31日(月) 午前10時30分～午前11時

場所：奈良ロイヤルホテル (奈良市)

公明党奈良県本部から、令和3年度政策要望懇談会への案内があり、塚本哲夫会長、中秀夫副会長が出席しました。

塚本会長は、現在の新型コロナウイルス感染拡大のなか、トラック事業の持つ「ライフラインの確保に向け欠くことのできない社会性」が社会に広く認識されてきていると述べ、また、災害においても機敏に対応する等、社会や国民生活の発展・安定に繋げていくことを報告しました。

この日は主に、運輸事業振興助成交付金の使途等について報告、令和3年度の政策要望を行いました。



▲浮島智子 衆議院議員



▲山本香苗 参議院議員



▲熊野正士 参議院議員



▲大国正博 代表



▲山中益敏 幹事長



▲亀甲義明 幹事会会長



▲政策要望を行う塚本会長（写真右端）

令和2年度広報委員会

日時：令和2年8月26日(水) 午前11時～
場所：奈良県トラック会館

出席者：森本担当副会長 竹長委員長
委員：5名 役員：2名 事務局：1名 以上10名
※新広報委員報告：郡山地域 (株)青光商運 青山光康 委員

議 題

(1) 「トラックの日」について

日 時：令和2年9月27日(日) 10:00～(予定)

場 所：近鉄奈良駅前行基広場

参 加 者：今年度は、新型コロナウイルス感染予防対策として、各地域から多くの会員の参加協力は中止。会長、担当副会長、広報委員の総数5人程度で実施する。

参加予定者：塚本会長、森本担当副会長、竹長委員長、山口委員、東野委員、小松委員代理(尾川氏)

参加者は、現地集合・現地解散とする。

P R活動：啓発品の配布については、新型コロナウイルス感染予防対策として、手渡しせず会場に机を配置し啓発品を並べて取ってもらう。
また、各地域にP R用啓発品を送付する。

啓 発 品：1,500個作成

- ・啓発用紙袋
- ・啓発品4種：標語入りタオル2種、地元特産「吉野杉箸」、銀イオンウエットティッシュ(除菌)

新聞広告：奈良新聞「トラックの日」の一面広告(カラー)を掲載予定。



▲左から森本担当副会長 竹長委員長

ポスター：全ト協作成

全ト協統一標語「トラックは生活(くらし)と経済のライフライン」

(2) 協会事業の広報について

・一般紙掲載記事

奈良新聞 4月24日 奈良県へウイルス対策セット提供

〃 7月29日 Gマークの取得推奨

今年度も一般紙及び業界紙の協力を得て協会活動について、広く広報を実施する。

・広報誌「トラック奈良」

今年度は、特に「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」や新型コロナウイルス感染防止の注意ポイント等について周知するため情報を掲載。



第2回交通安全・労災防止対策委員会

日時：令和2年8月28日(金) 10時45分～

場所：奈良県トラック会館

出席者：中担当副会長

委員：9名 役員：2名

事務局：1名 以上13名

議 事

(1) 子どもの事故防止 足型ストップマーク普及事業について

奈良県交通安全母の会と連携し、令和2年度は13市町村に合計2,100枚配布することを報告した。

(2) 奈良・針トラックステーションの施設利用状況について

令和2年4月から6月における大型トラックの立ち寄り台数が、合計45,464台（1日当たり500台）であることを報告した。

(3) 労働災害防止対策について

令和2年6月末現在、全国の陸上貨物運送事業における死傷者数が増加していること、労働災害が多い荷物の積み卸し及び荷台からの昇降について対策を講じるよう要請した。

(4) 第7回奈良県フォークリフト運転競技大会の開催について

安全作業の確立と労働災害防止の推進のため、10月17日に点検、運転競技の2種目で開催することを報告した。



▲中担当副会長



▲中西委員長

(5) セミナー等の開催計画について

事業計画に基づくセミナー等の実施について報告した。

10月13日 法令遵守セミナー

10月26日 高年齢者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー

11月26日 荷主等事業場に対する荷役災害防止ガイドライン講習会

(6) その他

飲酒運転の事故が全国的に多発しているため、「飲酒運転根絶」の文字入りタオルを全会員に配布すること及び奈良・針トラックステーションに立ち寄るトラックドライバーに感染防止対策のため、マスクと消毒薬を配置していることを報告した。



第1回適正化実施対策委員会

日時：令和2年8月28日(金) 午後1時～

場所：奈良県トラック会館

出席者：森本担当副会長、巽委員長、委員6名、役員2名、事務局3名 以上13名

指導事項

「標準的な運賃」の告示の概要について

近畿運輸局 奈良運輸支局 企画輸送・監査部門

運輸企画専門官 伊藤弘樹 様



▲伊藤専門官

議 事

(1) 巡回指導等の報告について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月1日から6月15日まで巡回指導の実施を見合わせた。

令和元年度の巡回指導で、最も指導率の高い項目は「特定の運転者に対する指導」であったことを報告した。



▲左から森本担当副会長、巽委員長

(2) 2020年度貨物自動車運送事業安全性評価事業について

新規申請11事業所、更新申請60事業所の計71事業所の申請を受付、また新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、動画配信による説明会としたこと、評価項目について特例措置が設けられたこと等を報告した。

②指導・監督者育成講習会

日時：9月18日(金) 13:30～

場所：奈良県トラック会館

③法令遵守セミナー(案)

1回目 日時：10月13日(火) 10:30～

場所：奈良県トラック会館

2回目 日時：10月13日(火) 13:30～

場所：奈良県トラック会館

④第36回物流セミナー(案)

日時：11月14日(土) 13:50～

場所：奈良県コンベンションセンター

天平ホール

講師：ジャーナリスト 長谷川幸洋 氏

⑤原価計算活用セミナー(案)

1回目 日時：11月18日(水) 13:30～

場所：奈良県トラック会館

2回目 日時：令和3年1月を予定

(3) 令和2年度安全性優良事業所に対する国土交通省表彰の推薦について

近畿運輸局長表彰4事業所、奈良運輸支局長表彰4事業所を推薦した。

(4) 各種セミナーについて

①「標準的な運賃」普及セミナー

日時：9月2日(水) 13:30～

場所：THE KASHIHARA



屋外に手洗い場を設置

新型コロナウイルス感染防止のため、奈良県トラック会館 屋外（正面玄関横）に手洗い場を設置しました。

入館時や技能講習時に感染防止対策として利用頂いています。



「標準的な運賃」普及セミナー

日時：令和2年9月2日(水) 午後1時30分～

場所：THE KASHIHARA 2階ロイヤルホール（大和）

参加者：42名



▲塚本会長

セミナーの冒頭（公社）奈良県トラック協会の塚本哲夫会長があいさつ。「平成30年12月に改正貨物自動車運送事業法が成立し、改正の柱のひとつである標準的な運賃が今年4月24日に告示された。このセミナーを通して標準的な運賃の考え方に理

解を深めていただき事業運営の一助としていただきたい」と述べました。

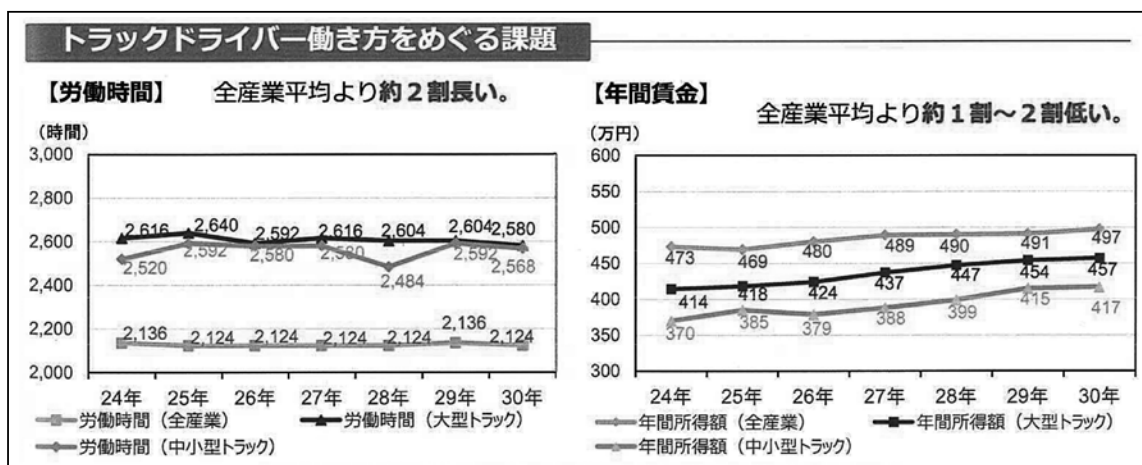
「標準的な運賃」の告示の概要について



▲伊藤弘樹 運輸企画専門官

「標準的な運賃」の告示について、近畿運輸局 奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 運輸企画専門官の伊藤弘樹氏が解説。「標準的な運賃」はドライバーの労働条件の改善とトラック運送業の持続的な物流を確保し、法令を遵守して経営する際の参考になる運賃を示すことを目的としたもので、令和6年3月ま

での時限措置である。その背景には、ドライバーの高齢化、労働時間の長さ、全産業平均より2割低い賃金などによるドライバー不足の問題があり、そこを改善できなければ、物流が不安定になる。そのため「標準的な運賃」という考え方を理解して、今後の発展につなげてほしい。



▲トラックドライバーの働き方をめぐる課題

「標準的な運賃」の告示内容及び活用方法について



▲小坂真弘氏

日本PMIコンサルティング(株)代表取締役 小坂真弘氏は、テキストに沿って、「標準的な運賃」の基本設計、届け出書類の具体的な記入方法を説明。運送業の厳しい状況が長く続く中、テキストに掲載している作成のポイントを参照して、運賃料金変更届出書を作成し、地方

運輸支局への届け出をし、荷主への申入れ、交渉というベストな流れでドライバーの賃金引き上げにつなげて欲しい。「標準的な運賃」とは、ルールにのっとって実運送業者が頂く運賃なので、元請けの管理料は、そこにさらに実費を上乗せすることになる。「標準的な運賃」は、実勢運賃に比べ高いように見えるかもしれないが、それは実勢運賃が安すぎるということ。「標準的な運賃」とは、働き方改革を実現し、安心安全な輸送につなげるための国土交通省お墨付きの価格。また基準運賃の考え方、距離制運賃と時間制運賃の違いや、待機時間の適応の仕方

等、具体的な計算方法について説明。個別に計算する煩雑さを解消するための計算ソフトが全日本トラック協会のホームページに掲載されているので、ぜひ活用して頂きたい。

コロナ禍の中厳しい状況ではあるが、最低でも実勢運賃ラインを死守し、「標準的な運賃」を荷主と交渉するタイミングを図って頂きたい。



1 「標準的な運賃」活用するための手続

標準的な運賃を活用する場合の届出の書類

○「標準的な運賃」を変更せずに活用する場合、以下の2つの書類を作成し、地方運輸支局に提出します。

① 運賃料金変更届出書
(p.53、54-55)
・運賃料金変更届は標準的な運賃に設定するための書面

② 運賃料金適用方 (p.40-47)
・標準的な運賃を活用するに際しての具体的な適用ルールで、運賃料金適用方のひな形を参考に作成してください。

作成の留意点

○ 運賃料金変更届出書のひな形を参考に作成します。

○ 運賃料金適用方について、2つの手法があります。
① 巻末附属資料 (p.98~103) を参考に作成
② 自社独自の数字を設定し作成

地方運輸支局へ提出(届出)

荷主に対する申入れ、交渉の展開

▲セミナー資料：「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の届出に向けて」より抜粋
本資料は、9月4日に全会員に送付しております。

指導・監督者育成講習会

日時：令和2年9月18日(水) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加：25社28名



▲講師の独立行政法人自動車事故対策機構
アシスタントマネージャー鴻巣義史氏

トラックの運行の安全を確保するため、トラック事業者は、運転者に対し安全運行に必要な技能と知識を習得させる責務があります。独立行政法人自動車事故対策機構（N A S V A）奈良支所のアシスタントマネージャー 鴻巣義史氏が、国土交

通省の「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル（トラック事業者編）」のテキストに沿って配慮すべき事項と、指針の概要を解説しました。

（１）指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項

国土交通省告示の指針の中には、指導及び監督の実施に当たって配慮すべき項目が、あげられている。トラック事業者は、ドライバーに対し、安全運行に必要な技能と知識を習得させる責務がある。事業者は、適性診

断や健康診断、ドラレコやデジタコなどを活用してドライバーの特性を把握し、指導・監督の実施計画を作成する必要がある、特に重要なのが点呼。日常的に実施していくことが必要。事業者は、運転者としてしっかりコミュ

ニケーションをとり、対面の点呼の中で顔色や疲れ具合等もしっかり確認したうえで、その時の指導及び監督の記録を残していく。

（２）一般的な指導及び監督の指針の解説

①トラックを運転する場合の心構え

貨物輸送の9割がトラックであり、トラックが物流の主役であるという自覚を促し、またトラックの事故が社会に与える影響の大きさを理解できるよう説明する。

②トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項

貨物運送事業者と運転者には、遵守すべき法令があり、説明、理解、共有が必要。道路交通法については、常に新しい情報を提供することが大切。事故の原因となることもある運転中のスマホ使用については、痛ましい

事故の例などを伝えて使用禁止を徹底させる。

③トラックの構造上の特性

トラックの重量、車高、車長、車幅などの特徴が死角やスピードなどに影響があることを確認させる。ひもを使って死角を体験的にとらえる等の工夫も有効。後方確認については、各社ルールが決められていると思うので、改めて確認させる。

④貨物の正しい積載方法

積付けの偏りにより、偏荷重を生じ、荷崩れや横転などの事故につながることを運転者に理解させないといけない。

⑤過積載の危険性

過積載によって、車両は事故を招きやすい状態になるので、積載制限の正しい理解とともに、荷主に対してNOと断ることが必要だと指導する。

⑥危険物を運搬する場合に留意すべき事項

危険物輸送では、危険の種類を知り、安全確認を十分行う必要がある。例えば、タンクローリーなどの液体運搬の特性を知り、飛散や漏洩などが大惨事につながる自覚を促すこと。

⑦適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況

状況や指導項目を把握し、適切な経路選択をし、休憩できるゆとりや環境が重要。

⑧危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法

危険の予知は、トレーニングにより、考えて予測することが大切。NASVAのHPでも紹介しているので、危険予知の解説付きトレーニングのDVDとあわせて活用を。事故を起こしてしまった時の対応マニュアルを車内に備えつけておくのも良い方法。



▲テキスト



▲感染症対策のため1つの机に1人

⑨運転者の運転適性に応じた安全運転

適正に応じた安全運転については、適性診断の活用方法、また、適性診断そのものを各会社で受けられるシステム、機械の導入、機械のレンタルなどもある。

⑩交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法

疲れや眠気が運転に影響する。お酒との付き合い方についても考えていく必要がある。

⑪健康管理の重要性

健康起因の事故がある。そのおよそ半分が心臓疾患。健康診断の結果をきちんと伝え、日頃

から気をつけていくことが大切。

⑫安全の向上を図るための装置を備えるトラックの適切な運転方法

運転支援装置については、過信し過ぎず、機能を正確に理解することができるよう指導。

このテキストには、日常のチェックポイントなどが付いているので、是非有意義に使ってもらいたい。

運転者職場環境良好度認証制度について

日：令和2年9月14日(月)

場所：奈良県トラック会館



▲左から森脇次長、黒須課長

働き方改革に積極的に取り組む自動車運送事業者が求職者に「見える」ようにし、ドライバーが安心して就職できる事業者を認証する制度が設けられました。この国土交通省の新たな制度の認証実施団体は、一般財団法人日本海事協会です。

この日、三井住友海上火災保険(株)森脇恭一営業推進部次長と同社奈良支店の黒須 晃課長が、「新たな制度がスタートしますが、認定推進機関として運送事業者を全力でサポートします。」と、来訪されました。

認定推進機関 三井住友海上火災保険(株)奈良支店 TEL 0742-30-3201

働き方改革に積極的に取り組む事業者を「見える化」

『働きやすい職場認証制度』始まる

ー認証申請の受付開始は、令和2年9月16日からー

「働きやすい職場認証制度」は、自動車運送事業者(トラック・バス・タクシー事業)の運転者の労働条件や労働環境を第三者機関が評価・認証する制度です。

国の「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画(平成30年5月30日決定)」を受けて、自動車運送事業の運転者不足に対応するための総合的取組みの一環として創設されました。

認証は一つ星から三つ星まで3段階



※二つ星及び三つ星のロゴマークの色については変更となる場合がございます。

制度導入の目的

- 職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」することで、求職者のイメージ刷新を図り、トラック・バス・タクシーの運転者への就職を促進します。
- 自動車運送事業者の改善への取り組みを促し、より働きやすい労働条件・労働環境を実現します。

『認証取得のメリット』

- HPで公表され、交付される認証マークを車両等に表示することで、優良な職場環境の企業であることを求職者はもちろんそのご家族も含め社会に対して中立的・客観的にアピールできます。
- 取引先である荷主や旅行業者等に、自社の労働条件や労働環境の状況を中立的・客観的に示すことができ、取引先からの信頼性が向上します。
- 厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への記載や、認証事業者と求職者のマッチング支援を行うことを検討しております。また、求人エージェントと連携し、本制度や優良取組みを広く発信する予定です。

2020年度の募集案内

今年度は、制度の浸透と基本的な取り組みの定着を図るための試行実施期間とし、「一つ星」に限定して申請を受け付けます。

基本となる法令遵守等に加えて、各社の前向きな自発的取り組み、改善取り組みを積極的に評価することとしています。また、小規模事業者の方こそチャレンジいただけるものとなるよう、初年度はシンプルな制度となっています。

申請受付・認証業務は、国土交通省から、本制度の実施団体に選定された「一般財団法人日本海事協会（通称：ClassNK）」が行います。

- 申請受付期間は、令和2年9月16日～12月15日です。
- 認証は事業者（法人）単位ですが、都道府県単位での申請も可能です。
- 申請には、運送事業の事業許可を取得後3年以上経過していること等、一定の要件が設定されています。
- 申請は、専用サイトから手続きできます。（郵送での申請も可能です。）

申請手続きサイト：<https://www.untenshashokuba.jp/>

郵送の場合：〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町4番7号
一般財団法人日本海事協会 陸上交通物流部
働きやすい職場認証制度担当あて

- 「一つ星」の認証取得には、以下の認証項目5分野27項目の全てを満たす必要があります。

認証項目【試行運用（一つ星認証）】	項目数
法令遵守等	9
労働時間・休日	3
心身の健康	4
安心・安定	10
多様な人材の確保・育成	1

- ・法令遵守等：労働関係法令違反で送検されていない等
- ・労働時間・休日：労働時間、休日に関する規定を規則等で定めている等
- ・心身の健康：労働安全衛生法に基づき安全衛生委員会等が設置されている等
- ・安心安全：社会保険等加入義務違反で行政処分による違反点数を受けていない等
- ・多様な人材の確保・育成：免許・資格取得支援制度を設けている等

- 認証の審査・登録には、審査料・登録料が必要です。

※働きやすい職場認証制度、申請手続き等の詳細は、「働きやすい職場認証制度」のHPをご覧ください。

<https://www.untenshashokuba.jp>



認定推進機関

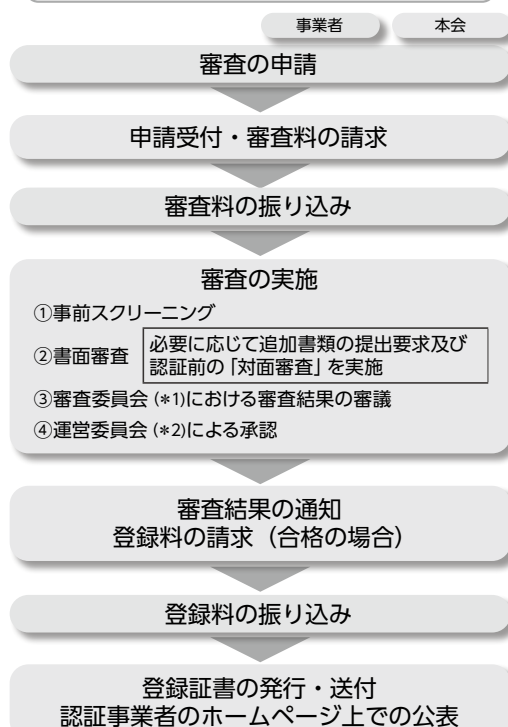
各地域や各業種等において、事業者への「働きやすい職場認証制度」の周知広報又は助言指導その他必要な業務を実施していただく機関として、本制度の認証実施団体である日本海事協会が募集を行い、国土交通省と協議して認定しています。（募集は引き続き行っています。）

令和2年8月末
現在の認定機関

東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、株式会社ベネフィット・ワン、ヤマトリース株式会社、AIG 損害保険株式会社



認証取得（登録証書発行）までの流れ



- (※1)審査委員会:運営委員会の下に学識経験者及び専門家のみから構成される。
(※2)運営委員会:国土交通省の定めた実施要綱に従って設置され、学識経験者、事業者団体、労働組合、国土交通省で構成される。

YouTube「働きやすい職場認証制度」チャンネルで制度の説明動画を配信しています。

<https://www.youtube.com/channel/UCylsq4rxluVpvLRMWlqhkQ>

※ YouTube チャンネルは、「働きやすい職場認証制度」の HP からもご覧頂けます。



ClassNK 一般財団法人 日本海事協会 陸上交通物流部

〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町4番7号 TEL 03-5226-2412

公益社団法人 全日本トラック協会 御中

国土交通省自動車局
総務課企画室

「働きやすい職場認証制度」の申請受付開始につきまして

日頃より、国土交通行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）の運転者不足に対応するための総合的取組みの一環として、今年度より「働きやすい職場認証制度」を創設することといたしました。本制度は、職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」することで、求職者のイメージ刷新を図り、厚生労働省とも連携して運転者への就職を促進することを目的に実施するものです。

目下、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う環境変化に対応すべく事業継続、雇用維持等に多大なご尽力を頂いているところと存じますが、本制度についてもご理解をいただき、傘下会員の幅広いご参画をいただけるよう、周知等についてご協力方、何卒お願い申し上げます。

記

1. 制度概要

（1）考え方

基本となる法令遵守等に加えて、各社の前向きな自発的取組み、改善取組みを積極的に評価する観点から制度の運用設計を行っています。また、小規模事業者の方にこそチャレンジいただけるものとなるよう、特に初年度（令和2年度）は、シンプルな制度とすることといたしました。

（2）認証対象

バス（乗合、貸切）、タクシー、トラック事業者 ※原則、法人単位

（3）認証審査手続き

国土交通省の指定を受けた認証実施団体である一般財団法人日本海事協会が申請受付、審査、認証等の手続きを実施します。

（4）認証の審査要件

中小事業者による申請を容易にし、制度の円滑な立上げ・普及を図る観点から、①法令遵守等、②労働時間・休日、③心身の健康、④安心・安定、⑤多様な人材の確保・育成 の5分野について基本的な取組要件を満たすことで、「1つ星認証」が取得可能としました。

なお、更なる取り組みを促し、今後の2つ星以上の認証実施に向けた検討材料にもできるよう、自主的、先進的な取り組みを参考点として点数化することとしております。

(5) 料金（予定）

審査料： 5万円（税別）／1申請あたり

※インターネットによる電子申請の場合、3万円（税別）に割引

登録料： 6万円（税別）／1申請あたり

(6) 認証結果等の活用

厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への記載や、認証事業者と求職者のマッチング支援を行うことを検討しております。また、求人エージェントと連携し、本制度や優良取り組みを広く発信する予定です。

2. 今後の予定

申請期間：令和2年9月16日（水）～12月15日（火）

※順次審査を実施し、翌年1月以降、審査結果を申請者に通知予定。認証事業者については、日本海事協会の「働きやすい職場認証制度」のホームページで公表予定。

<参考資料>

○自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要（別紙1）

○自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画（別紙2）

<参照>

○国土交通省報道発表（令和2年8月21日）

「トラック、バス、タクシー分野の人材確保を後押し～「働きやすい職場認証制度」の創設～」

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000071.html

○一般財団法人 日本海事協会「働きやすい職場認証制度」ホームページ

<https://www.untenshashokuba.jp/>

※申請案内書の骨子、申請案内書、解説動画等をご覧ください（申請案内書等のダウンロードもこちらから）。

<問い合わせ先>

○一般財団法人 日本海事協会 陸上交通物流部

03-5226-2412

○自動車局総務課企画室

代表 03-5253-8111 （内線41162） 重見、橋本、小島

以上

自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要

(正式名称:「運転者職場環境良好度認証制度」)



国土交通省

別紙 1

評価制度の創設により、職場環境改善に向けた各事業者の取り組みを「見える化」。求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促す。また、更なる改善取り組みを促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。

＜認証の審査要件＞

中小事業者による申請を容易にし、組みの円滑な浸透、普及を図る観点から、

- ① 法令遵守等
- ② 労働時間・休日
- ③ 心身の健康
- ④ 安心・安定
- ⑤ 多様な人材の確保・育成

の5分野について、基本的な取組要件を満たせば、「1つ星」認証を取得可能。

併せて、自主的、先進的な取組みを参考点として点数化。

※ 参考点は、翌年度以降の「2つ星」、「3つ星」の制度設計に向けた検討材料としても活用。

＜申請方法＞

認証実施団体である「一般財団法人 日本海事協会 (CLASS NK)」が受付、審査及び認証手続きを実施。

- ※ 書類確認、審査委員会による審査の上、認証を実施。
- ※ インターネットによる電子申請も可
- ※ 関係書類の保存義務、無作為抽出での事後確認あり。

＜料金(予定)＞

審査料: 5万円(税別)／1申請あたり
(インターネットにより電子申請の場合、3万円(税別)に割引)
登録料: 6万円(税別)／1申請あたり

＜申請受付期間(予定)＞

令和2年9月16日～12月15日

※ 翌年1月以降、審査結果を申請者に通知。

＜申請者＞

バス(乗合、貸切)事業者
タクシー事業者
トラック事業者

※ 原則 法人単位(都道府県単位での申請も可能)

＜認証結果等の活用(予定)＞

厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への記載や、認証事業者と求職者のマッチング支援への検討。また、求人エージェントと連携し、先進的な取組みを広く発信予定。

自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画

- 平成30年5月に「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」(議長：野上内閣官房副長官)において、「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」を策定。
- 自動車の運転業務への罰則付きの時間外労働の上限規制の導入に向け、政府を挙げて以下の取組を強力に推進。

「★」を付した施策は、「直ちに取組む施策」
(2017年8月)以降の追加施策

I. 長時間労働是正の環境整備

(1) 労働生産性の向上

- ①輸送効率の向上【警・農・経・国・環】
- ・輸送分野別の取組の強化★
 - ・長時間労働を是正するためのガイドラインの作成・見直し
 - ・トラック予約受付システムの導入促進(荷待ち時間短縮)
 - ・機械荷役への転換促進(荷役時間短縮)
 - ・高速道路の有効活用(走行時間短縮)
 - ・宅配ボックスの普及促進(再配達削減)
 - ・ダブル連結トラックの導入促進(車両の大型化)

- ②潜在需要の喚起による収入増加【国】
- ・インバウンド需要の取り込み★
 - ・タクシーの配車アプリを活用した新サービス導入

- ③運転以外の業務も効率化【国】
- ・IT点呼の更なる導入拡大★

(2) 多様な人材の確保・育成

- ①働きやすい環境の整備【厚・農・国】
- ・女性ドライバー等が運転しやすいトラックのあり方の検討★
 - ・中継輸送の普及促進(泊まり勤務を日帰り勤務に)
 - ・機械荷役への転換促進(力仕事からの解放)(再掲)
- ②運転者の確保【警・厚・国】
- ・第二種免許制度の在り方についての検討
 - ・大型一種免許取得の職業訓練の実施

(3) 取引環境の適正化

- ①荷主・元請等の協力の確保【厚・農・経・国】
- ・「ホワイト物流」推進運動の実施★
 - ・輸送分野別の取組の強化★(再掲)
 - ・引越運送における人手不足対策の推進★
- ②運賃・料金の適正収受【国】
- ・標準運送約款の改正趣旨の浸透促進★
 - ・トラック事業者・荷主のコスト構成等への共通理解の形成促進★

II. 長時間労働是正のためのインセンティブ・抑止力の強化

- ①「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の実現支援【国】
- 事業者団体による取組を支援

- ②ホワイト経営の「見える化」【国】
- ホワイト経営に取り組む事業者の
認証制度の創設

- ③労働時間管理の適正化の促進【国】
- ICTを活用した運行管理の普及と方策の
検討・実施★

- ④行政処分の強化【国】
- 新処分基準による行政処分の実施

令和2年度 第1回運行管理者試験対策講習会

日 時：令和2年7月12日(土)・8月19日(水)・8月21日(金) の午前、午後とも2時間
 場 所：奈良県トラック会館
 参加人数：1日目59名 2日目32名 3日目54名
 講 師：独立行政法人 自動車事故対策機構 奈良支所
 アシスタントマネージャー 鴻巣義史 氏
 スタッフ 濱岡篤史 氏

運行管理者資格取得促進を目的とし、8月23日の試験に向け、会員事業所の従業員を対象に新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、講習会を実施しました。

7月12日と8月19日は貨物自動車運送事業法等関係法令、運行管理者の実務上の知識及び能力等について各大問ごとに要点や頻出箇所の傾向の解説、8月21日の直前講習は、演習問題及び模擬試験の実施・解説が行われました。

受講者からのアンケートでは、講師の説明が大変分かりやすく参考になったとの意見が多くありました。



▲講習会の様子

令和2年度第1回運行管理者試験対策講習会 受講者の受験状況及び合否結果

令和2年9月18日発表

分 類	出席者数	受験者数	合格者数	合格率
全 国		39,630	12,166	30.7%
奈良県全体		351	106	30.2%
講習会受講者(全体)	96	77	23	29.9%
講習会受講者(両日)	47	41	12	29.3%

奈良労働局からのお知らせ

必ずチェック！最低賃金

奈良県最低賃金

時間額 **838円**
(令和2年10月1日発効)

(※1) 特定最低賃金

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

時間額 897円
(令和元年12月25日発効)

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金

時間額 882円
(令和元年12月25日発効)

奈良県自動車小売業最低賃金

時間額 884円
(令和元年12月25日発効)

奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金

(※2) 時間額については、奈良県最低賃金が適用されます。

日額 6,527円
(平成元年1月25日発効)

- 奈良県最低賃金は正社員のみでなく、パート・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。
- ただし、特定の産業には特定最低賃金(※1)が定められており、両方の最低賃金が適用される場合は、金額の高いほうの最低賃金が適用されます。
- 最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働・深夜労働の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。
- 月給制の場合は、月給を1か月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。



奈良労働局賃金室 0742-32-0206



厚生労働省からのお知らせ



厚生労働省委託事業 就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業
トラックドライバーになるための運転免許取得支援プログラム

TRY! TRUCK!! TRANSPORT!

新たなキャリアに、トライしよう。

参加申込
受付中!

35歳～54歳の“就職氷河期世代”の方が対象!

トラックドライバーに必要な
運転免許・知識の習得と業界への就職を

無料[※]で支援します!

※免許証交付費等、一部費用を除きます。

トラック輸送に必要な大型運転免許の取得から就職まで
新たなキャリアへのチャレンジをサポートします!

公益社団法人全日本トラック協会では、令和2年9月より、厚生労働省より受託した就職氷河期世代の方向け短期資格等習得コース事業の募集を開始いたします。

本事業は、トラックの運転に必要な準中型・中型・大型免許の取得から、業界知識の習得(座学講座)、職場見学、職場体験等を組み合わせた「出口一体型」のプログラムとなっており、令和2年度から令和4年度までの3ヶ年の事業として実施いたします。

現在、求職中の方はもちろん、非正規雇用労働者の方でもご参加いただけます。トラック運送業界に関心のある方は、ぜひお申し込みください。



すべて無料! 費用はかかりません! (免許証交付費等一部費用を除く)

詳しくは裏面をご覧ください▶



近畿交通共済からのお知らせ

自動車共済・新規獲得キャンペーンを実施中

10月1日～3月31日

新たな組合員さんをご紹介します。

国内の景気については、新型コロナウイルス感染拡大による戦後最大の落ち込みから、夏場にかけて輸出と生産に持ち直しの動きが見られると言われています。しかし、個人消費は低迷しており、今後の感染再拡大の動きにより不透明な状況が続いています。貨物運送業界も新型コロナウイルスの影響で、生産減による貨物量の減少など厳しい状況にあります。そうした中で、引き続く労働力不足に対し、作業環境・条件の改善が不可欠の課題となっており、その原資を確保するための適正運賃の収受が求められています。

こうした状況のもと、当組合では今年度、組合員の皆さまの経営の一助となるよう、新規契約の獲得や早期継続の推進に取り組んできましたが、業界の厳しい状況を反映して8月末現在の契約状況は年度期首台数を割り込んでいます。

そこで、今年度下期においても、新規獲得キャンペーンを実施し、積極的な新規契約勧誘活動をすすめております。ぜひ当組合の自動車共済契約をご検討願います。

キャンペーンの内容

期間中の新規契約について、事業者数(2件以上)部門、自動車共済掛金(20万円以上)部門のそれぞれ上位3地域を副賞を添えて表彰します。

また、特賞として、新規事業者紹介1件成立につき、選べるギフト(6,000円相当)を贈呈します。

自賠責共済契約獲得キャンペーンも実施中

自賠責共済契約拡大を図る目的でキャンペーンを実施しています。(10月1日～3月31日)

キャンペーンの内容

期間中に、新規自賠責共済契約獲得件数の上位10代理店に対して景品を進呈します。また、特賞として、新規自賠責共済代理店の紹介1件成立につき景品を進呈します。

自賠責共済代理店のお願い

当組合では、自賠責共済を取扱いいただける事業所を募集しております。自社以外に関連会社をお持ちの場合や、自動車整備業を併設されている場合に代理店委託することで自賠責共済を取り扱っていただけます。現在、損保会社の代理店であっても乗り合い承認の必要はありません。

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

近畿共済の自動車共済・自賠責共済をご利用ください

ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、奈良事務所 0743—59—1701まで

軽油価格調査集計表(2020年7月)

令和2年8月25日現在
(公社)全日本トラック協会

2020年7月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	87.85	77.05	87.33

2020年7月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
J X T G エネルギー	82.15	76.15	89.05
出光	78.00	77.30	84.23
昭和シェル	101.33	75.45	
エクソンモービル			
キグナス		76.80	
コスモ	83.97	76.93	85.45
その他	88.33	77.41	87.43

2020年7月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	88.98	77.44	88.71
30～50キロリットル未満	78.25	75.20	79.12
50～100キロリットル未満		76.07	84.50
100キロリットル以上		74.10	

2020年7月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	88.75	79.35	85.63
30～60日未満	88.27	76.03	87.79
60日以上	77.40	81.00	87.70

軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2020年3月	94.64	83.30	91.03
2020年4月	86.22	70.25	82.21
2020年5月	80.05	65.82	74.44
2020年6月	81.98	72.99	82.40
2020年7月	87.85	77.05	87.33

※消費税抜きの価格となります。

適正化事業・巡回指導報告書

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

2020年度実施状況		
実施目標件数	実施件数	実施率
262件	21件	8.0%

2020年8月実施状況			
計画件数	実施件数	実施率	巡回延出動台(日)数
11件	8件	72.7%	8台

調査事項		調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等	1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	8	0	0.0%
	2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	8	0	0.0%
	3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	8	0	0.0%
	4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	8	0	0.0%
	5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	8	0	0.0%
	6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	2	0	0.0%
	7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	8	0	0.0%
	8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	8	0	0.0%
II. 帳簿類の整備、報告等	1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	6	0	0.0%
	2. 自動車事故報告書を提出しているか。	0	0	0.0%
	3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	8	0	0.0%
	4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	8	0	0.0%
	5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)	1	0	0.0%
III. 運行管理等	1. 運行管理規程が定められているか。	8	0	0.0%
	○ 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。	8	0	0.0%
	3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	8	1	12.5%
	4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	8	0	0.0%
	○ 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。	8	2	25.0%
	6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆	8	0	0.0%
	○ 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	8	0	0.0%
	8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	8	0	0.0%
	9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆	3	0	0.0%
	10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	2	1	50.0%
	○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	8	1	12.5%
	○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。	8	3	37.5%
	○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。	8	2	25.0%
IV. 車両管理等	1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。	8	0	0.0%
	○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。	8	0	0.0%
	3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	8	0	0.0%
	4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	8	0	0.0%
	○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。	8	0	0.0%
V. 労基法等	1. 就業規則が制定され、届出されているか。	7	0	0.0%
	2. 36協定が締結され、届出されているか。	8	1	12.5%
	3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	8	0	0.0%
	○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	8	2	25.0%
VI. 法定福利	1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。	8	0	0.0%
	2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	8	0	0.0%
VII. 運輸安全マネジメント	1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。	8	1	12.5%
指導件数合計		269	14	5.2%

(注) ○…重点指導項目 ☆…壺柙は項目から除外

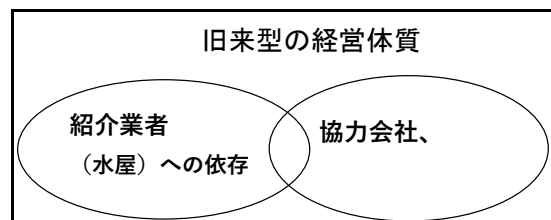
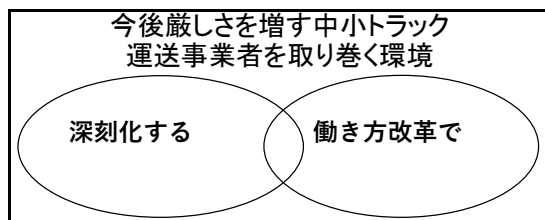
	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	4 件	2 (1) 件	件	件	件	件	6 (1) 件
新規参入	件	件	1 件	件	件	件	1 件
新規(他)	件	件	1 件	件	件	件	1 件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	4 件	2 (1) 件	2 件	件	件	件	8 (1) 件

() は会員外の件数です

K I T 事業の案内

Kyodo Information of Transport
K I T(協同・情報・輸送) 事業のご案内
キット K ・ I ・ T

品質と信頼で未来につなぐ
求荷求車ネットワーク「WebKIT2」



WebKIT2
がお応えします！！

強力な経営支援ツールです！

導入効果

安定的な輸送力の確保のために

- ・大事なお客様からの急な輸送オーダー対応
- ・ネットワーク会員同士で輸送力を相互補完

導入効果

安心のネットワーク取引のために

- ・明確な運賃
- ・回収不安なし

導入効果

輸送効率化のために

- ・配車業務のシステム化
- ・配車担当者のスキル向上
- ・書面化による輸送トラブル解消

導入効果

輸送効率化のために

- ・閑散期の荷物確保と繁忙期の車両確保
- ・帰り荷確保(実車率アップ)
- ・余分スペースの積み合わせ(積載率アップ)

生産性の向上

取引・事業の拡大

*運賃の集金は組合精算ですので安心です。

*運賃の支払いは45日サイトです。

*軽油・尿素の支払いは50日サイトです。

☆輸送

運賃＜事例＞

◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市)

運賃 85,000円(税抜き)

◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市)

運賃 43,000円(税抜き)

☆軽油販売

エネクスフリート 軽油価格

令和2年	7月	8月
軽油	83円	87円

4トン車

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会
(日貨協連)の全国統一価格です。)

☆尿素販売

アドブルー 1L=52円(2020年1月現在)

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合 〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町170-15

TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

トラック協会・陸災防奈良県支部

10月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
1	木	9:30～	不正軽油追放街頭啓発活動	奈 良 ・ 針 T S
4	日	8:00～	移動健康診断	奈良県トラック会館
8	木	10:00～	引越基本講習	奈良県トラック会館
9	金	10:00～	引越管理者講習	奈良県トラック会館
13	火	10:30～	法令遵守セミナー	奈良県トラック会館
13	火	13:30～	法令遵守セミナー	奈良県トラック会館
17	土	13:30～	奈良県フォークリフト運転競技大会	奈良県トラック会館
18	日	8:00～	移動健康診断	奈良県トラック会館
26	月	13:30～	高齢者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー	奈良県トラック会館
31	土	14:00～	トラック重大事故対策出前セミナー	奈良県トラック会館

11月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
1	日	8:00～	移動健康診断	奈良県トラック会館
7	土	9:00～	フォークリフト運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
8	日	9:00～	フォークリフト運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
9	月	14:00～	整備管理者選任後研修	奈 良 県 産 業 会 館
11	水	10:00～	整備管理者選任後研修	奈 良 県 産 業 会 館
11	水	14:00～	整備管理者選任後研修	奈 良 県 産 業 会 館
13	金	10:00～	整備管理者選任後研修	奈 良 県 産 業 会 館
13	金	14:00～	整備管理者選任後研修	奈 良 県 産 業 会 館
14	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技2日間】	奈良県トラック会館
15	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
18	水	13:30～	令和2年度原価計算活用セミナー	奈良県トラック会館
21	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
22	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
26	木	13:30～	荷主等事業場に対する荷役災害防止ガイドライン講習会	奈良県トラック会館



トラックの構造上の特性

III 積載と運転

2 事業者や管理者に求められること

■事業者の意識改革

運送事業者、荷主の双方の過積載に対する意識は、年々高くなっているものの、まだ十分とはいえず、「運賃収入を少しでも多くとるため過積載を行う」という考えをもっている事業者も見受けられます。過積載運転は違法行為であるとともに、輸送秩序を乱し公平な競争を阻害するものであることをしっかりと認識し、安全運行を確保することが大切です。

■過積載の引受けをしない

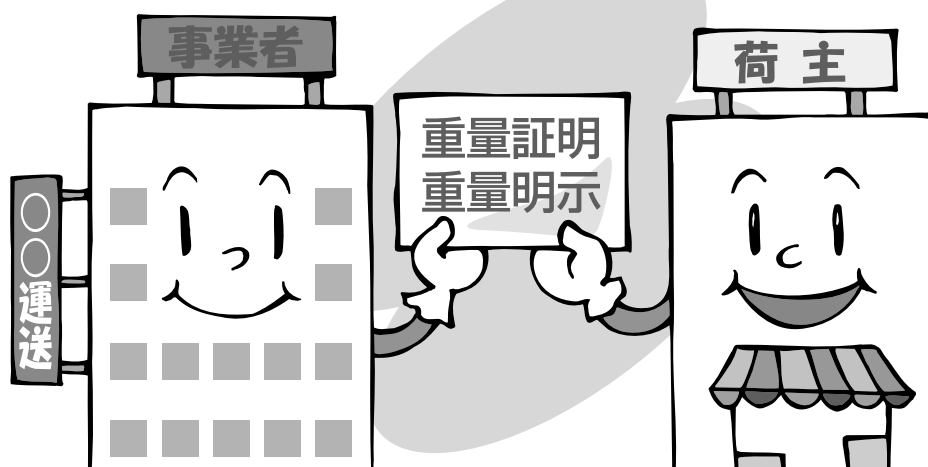
事業者はドライバーに過積載の下命・容認をしないことはもちろん、過積載となる運転の引受けや、トラックやドライバー不足だからといって、過積載運転となる運行計画の作成をしないようにしなければなりません。

■運転者や従業員に対し指導監督を行う

過積載や積み荷の落下を防止するために、ドライバーに対し積載制限の遵守、落下や荷崩れ防止の積載方法、走行上の注意点をしっかりと指導・監督する必要があります。また、重量計を設置するなどして出荷する荷物の重量チェックを行うことも必要です。

■荷主との協力体制を築き上げる

ドライバー教育を徹底しても過積載運転を防止できないことがあります。事業者が荷主に対して過積載運転をさせないように、重量証明を得る、運送契約に重量明示をするなど、協力を仰ぐ必要があります。また、行政機関と連携して過積載防止のために荷主と懇談会を開催することも良い方法です。

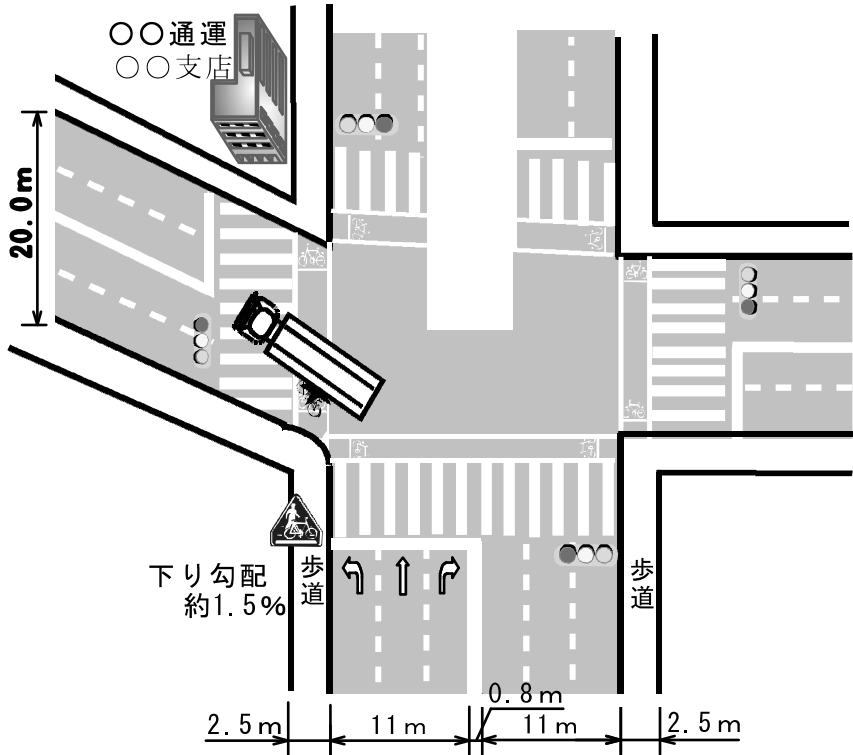


事業用自動車事故事例 No.62

交差点左折時に自転車を巻き込み

曜日・時間・天候	(月)・4時35分・雨
場所	一般道(市道) 制限速度 40km/h
道路の状況	湿潤 幅員11m(片側) 直線下り勾配(約1.5%)
運転者	年令28歳 運転歴0年5月
事故時の乗務距離	500km
損害	死者1名(自転車乗り:50歳)

【事故の概要】 当該運転者は運行管理者が不在であったことから、電話により連絡をした後、16:30に車庫を出発した。17:00から支社で他県の2支社分の一般雑貨7,500kgを積み込み、20:30に関西方面へ向け出発。高速道路を経由し一般道に降りた後、慣れない土地であったため、時速30~40kmで目的地を探しながら走行。4:35頃、交差点左奥に目的地を発見、青信号に従い、左折の合図とともに、時速約20kmの比較的速度で左折を開始したところ、歩道を後方から併走してきた自転車乗りを左後輪に巻き込み死亡させた。



種別・用途・形状	普通・貨物・バン型
最大積載量	10,000kg
当時の積載量	7,500kg
当時の乗車人員	1人

【推定原因】

事業者側
・点呼の未実施(指示不履行)

運転者側

・左折時後方安全不確認

【事故の要因】

道路状況等の指示不履行
・運行する道路の状況等について指導を怠っていた。
・点呼を実施していなかった。

安全運転の認識不足
・雨天の薄暗い状況下で、目的地を探すことに気を取られ、周囲の安全確認が疎かになっていた。

【事故再発防止対策】

安全規制の遵守
・運行管理等関係法令を遵守する。

運転者に対し、輸送の安全確保についての指導監督の徹底
・点呼時に運行する道路や目的地についての指示を徹底する。
・左折時における後方確認を徹底する。
・左折時における安全な速度と方法について指導を徹底する。
・初任運転者に対し指導教育及び適性診断を実施し指導する。

奈良県警察本部からのお知らせ

1 県内の交通事故発生状況

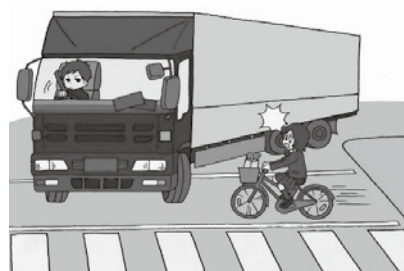
					9月15日現在
区 分	令和2年	令和元年	増減数	備 考	
総件数	24,171 件	28,519 件	-4,348 件	1日に約	93 件
人身事故件数	1,868 件	2,361 件	-493 件	1日に	7 件
死者数	17 人	24 人	-7 人	約15日に	1 人
負傷者数	2,314 人	2,961 人	-647 人	1日に約	9 人
物損事故件数	22,303 件	26,158 件	-3,855 件	1日に約	86 件

(データは概数)

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

				9月15日現在
区 分	令和2年	令和元年	増減数	
総件数	1,068 件	1,134 件	-66 件	
人身事故件数	70 件	110 件	-40 件	
死者数	2 人	4 人	-2 人	
負傷者数	104 人	147 人	-43 人	
物損事故件数	998 件	1,024 件	-26 件	

(データは概数)



県内の事業用貨物自動車に関する交通事故死者数は、**2人(前年比-2人)**です。
いずれも、大型トラックとバイクが衝突した交通事故です。

3 交通事故の特徴(令和2年9月15日現在)

- 県内では交通死亡事故が**17**件発生しており
うちバイクが関係する事故が**8**件と
全体の**5**割を占めています!!



- 山間部をツーリング中のバイクの交通死亡事故が発生しています!!

- トンネルを抜けた先.....
- 急カーブの先.....
- 連続したカーブの先.....



中央線をはみ出してくるバイクがいるかもしれません!!
危険を予測した運転を心掛けてください!!

見とおしの悪いカーブでは手前で十分に減速しましょう。

奈良県警察



奈良県警察本部からのお知らせ

警察署交通窓口の受付時間が「一部変更」となります。

奈良県各警察署(分庁舎含む)における
「交通に関する窓口」
での受付時間を、一部下記のとおり変更いたします。

変更年月日

令和2年11月2日(月)から

変更後の受付時間

午前8時30分～午後4時00分

【時間に遅れる場合などは電話でお問い合わせください。】

受付時間の対象となる主な業務

- 自動車保管場所証明申請(※1)
- 道路使用許可申請(※2)
- 駐車禁止・通行禁止許可申請 等

※1 O S Sによる申請は除きます。

※2 緊急工事の連絡や、FAXによる申請を除きます。

県民の皆様の、ご理解とご協力をお願いします。

窓口に関する質問は、最寄りの警察署へお問い合わせください。

奈良警察署：0742-20-0110	／	奈良西警察署0742-49-0110
生駒警察署：0743-74-0110	／	郡山警察署 0743-56-0110
西和警察署：0745-72-0110	／	天理警察署 0743-62-0110
桜井警察署：0744-46-0110	／	橿原警察署 0744-23-0110
高田警察署：0745-22-0110	／	香芝警察署 0745-71-0110
五條警察署：0747-23-0110	／	吉野警察署 0747-53-0110



奈良県警察



交通安全啓発品を吉野警察署に寄贈

日：令和2年9月11日(金)

場所：吉野警察署

奈良県トラック協会の清水益成副会長（吉野支部長）は、奈良県吉野警察署（岡本哲也署長）を訪問し、秋の交通安全県民運動期間中に一般の方々に配布するヨコミエライト（大和の交通マナーを高めよう）を寄贈しました。

岡本署長は、「地域の交通安全のため、効果のあるように啓発活動を行います。」と話をされました。



避難情報は5段階で発令されます 防災啓発冊子を五條市へ

月日：令和2年8月27日(木)

場所：五條市自治連合会館

公益社団法人奈良県トラック協会理事で丸山泰登美五條支部長が、防災啓発用冊子「避難情報は5段階で発令されます」を五條市に届けました。

松本成人総務部長、石田茂人危機管理監等が丸山支部長から冊子を受け取りました。冊子は五條市自治連合会の協力を得て各自治会に配布していただくことになっています。



▲五條市松本総務部長(左)、協会理事・丸山支部長



▲写真右から久保雅彦危機管理課長、石田茂人危機管理監、丸山支部長、松本成人総務部長、櫻本茂樹地域政策課長

大阪大学総長から感謝状

奈良県トラック協会は大阪大学クラウドファンディングに協力し、西尾章治郎同大学総長より、感謝状を授与されました。

このクラウドファンディングは、協会の運輸安全検討会のメンバーである同大学大学院人間科学研究科の中井宏准教授らが、交通教育教材の作成のため、「子育て世代が知っておくべき、日常に潜む危険を伝えたい～子どもの危険を学ぶ本をつくる～」と呼びかけ、協会も「子どもの事故防止」の観点から協力をさせて頂きました。



トラック奈良 2020年10月 第318号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫
TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - ☐ 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- ☐ 接触確認アプリの活用を
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク